

れいわ ねん がつ
令和8年7月
スタート!

とんだばやし こどもの

けんり じょうれい 権利条例

ができました!

とんだばやし
富田林市のみんなで

けんり まも
「こどもの権利」を守って、

にんげん
こどもがひとりの人間として、

じぶん きも かんが たいせつ
自分の気持ちや考えを大切にされ

じぶん あんしん しあわ い
自分らしく、安心して、幸せに生きることができる

とんだばやし
富田林市をつくっていきましょう。

すべてのこどもに、



こどもの権利があります

こどもは、おとなと同じ、ひとりの人間として「権利」をもっています。
「権利」とは、人間らしく生きるために、すべての人がもっている大切なものです。

こどもの権利は、
こどもが幸せに生きるために、もっている権利です。

「子どもの権利条約」というこどもの権利を守るための世界の約束があります。
この条約によって、世界中のこどもの権利が守られています。

こどもの権利条約について、
もっと知りたい



富田林市こどもの権利条例は、

こどもの権利を守るためのまちのルールです

富田林市では、
こどもの権利を守るために、
「富田林市こどもの権利条例」を作りました。



条例は子どもたちと作りました

スタート!!

条例づくりを
見てみよう!

子どもアンケート!

あなたの子どもの権利は
守られている?

中学生・高校生の
約60%が
守られていない
子どもの権利が
あると答えたよ

子どもの権利
ワークショップ!

子どもの権利
オリジナルカルタを
作ろう!

【カルタ】
意見は子どもにも
たくさんあるから
言わせてよ

園児に
聞いてみよう!

あなたにとって
大切な権利は?

生徒会・小学生
サミットで発表!

近くであって
遊びに行けて、
話を聞いてくれる
ところ

どんな場所が
相談しやすい?

いろんな場所で
話を聞いてみよう!

遊んでいるとき!
「休む・遊ぶこと」
は、大切だよ

うれしい・幸せと、
感じるときは?

1位
差別の禁止

2位
休み、遊ぶ権利

3位
意見を表す権利

子ども委員と
条例の前文を作ろう!

P7を読んでみてね

条例の案に
意見を言おう!

条例の案について、
思ったことは?

子どもの
権利条例を
もっと
知ってほしい!

ゴール!!
条例が完成!

ほんまに
やってや!

条例が
できるまでの取組を
もっと知りたい!



大切なこどもの権利があります

あなたや友だちのこどもの権利は守られているかな？

守られている権利には○をつけてね！

もし守られていない「こどもの権利」があったときは、
周りの人や最後のページに書いてある相談できるところに相談してね。



1 どのような理由でも差別されない権利

こどもであること、
海外につながりがあること、
障がいがあること、性別、
考え方や態度などのどんな違いがあっても、
差別されません。



権利が守られているかな？
○をつけよう！

2 あらゆる暴力から守られる権利

いじめや暴力、虐待、体罰など、
あらゆる暴力から守られます。

自分の意見や考え、気持ちを
聴かれ、表し、

それが大切にされる権利

自分の意見を言うことができます。

そして、その意見が

周りの人に受け止められ、大切にされます。



4 自分に関わることに参加する権利

自分に関わることを決めるときに、
参加し、意見を言えます。

こどもに意見を聴き、
こどもがまちづくりに
参加できるようにするよ！

5

あんしん い そだ けんり 安心して生き、育つ権利

いえ がっこう ちいき
家や学校、地域などで
あんしん まいにち
安心して毎日をすごすことができ、
せいちょう
成長できます。



6

じぶん い けんり ありのままの自分で生きる権利

ひとり こせい かちかん みと
一人ひとりの個性や価値観が認められ、
ありのままの自分が大切にされます。

7

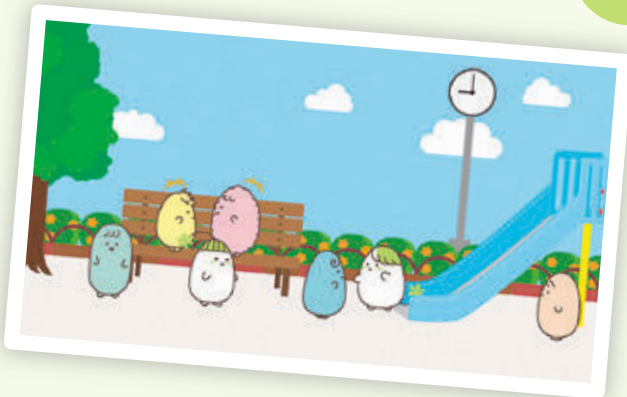
しゃかい い けんり 社会とつながり、ともに生きる権利

かぞく とも がっこう ちいき さまざま ひと も
家族、友だち、学校、地域など、様々な人とつながりを持ち、
たす あ い
助け合いながらともに生きることができます。

8

やす あそ けんり 休む・遊ぶ権利

じぶん あそ
自分のペースで遊んだり、
つか やす
疲れたときにはゆっくり休んだりできます。



9

まな けんり 学ぶ権利

じぶん せいちょう
自分の成長のために、
まな
学ぶことができます。

10

そうだん けんり 相談する権利

こま
困ったときやだれかに
はなし き
話を聴いてほしいときに、
そうだん
相談できます。

きがる あんしん そうだん
こどもが気軽に安心して、相談できる
けんり ようごいいんかい つく
「こどもの権利擁護委員会」を作るよ!

11

こま たす けんり 困ったときに助けてもらう権利

こころ からだ きず
心や体が傷ついたときや、
こま たす
困ったときに助けてもらえます。

ひと けんり
すべての人に、こどもの権利を

まも やくわり
守るための役割があります

いけん
こどもの意見を
き たいせつ
聴き、大切にし、
こどもにとって
いちばん よ かんが
一番良いことを考えます。

けんり し
こどもの権利を知り、
りかい たいせつ まも
理解し、大切にし、守ります。

こどもに、
さべつ ぎやくたい
いじめ、差別、虐待など
けんり
こどもの権利を
きず
傷つけることはしません。

あんしん い
こどもが安心して生き、
そだ
育つことができるよう、
ぜんたい みまも
まち全体でこどもを見守り、
たす
助けます。

みんなで
まも
守ることが
だいじ
大事です!

こどもも、おとなも
たが けんり たいせつ
お互いの権利を大切に、
けんり まも
みんなでこどもの権利を守ろう!



みんなで条例を守って、

こどもの思いがかなうまちにしましょう！

条例の前文の「こどもの思い」と「おとなへのメッセージ」は、「こどもの権利条例いっしょに作ってみない会」に参加してくれたこども委員が作りました。

こどもの思い

- ① 私たちこどもは、
- ② 自分の意見や思いを
- ③ 受け止めてもらえたら
- ④ うれしいな。
- ⑤ そして、私たちは
- ⑥ こんな思いがかなうまちに
- ⑦ したいです。

意見や思いを受け止めて
向き合ってもらいたい。

命が守られ、
自分らしく成長したい。

いじめや暴力、差別、虐待、
ひいき、くらしの差がない、
私たちにとってすごしやすい社会に
なってほしい。

おとなへのメッセージ

- ① おとなのみなさん、
- ② 私たちこどもを
- ③ いつも見守ってくれてありがとう。
- ④ 私たちは、幸せにすごすために、
- ⑤ おとなのみなさんに
- ⑥ このようなことを
- ⑦ 約束してほしいです。

すべての人にこどもの権利を
分かってほしいです。

おとなは意見を聞いて
それをにっこり笑顔で
受け止めてほしいです。

どんな道を選んでも、認めて、
一人ひとりに合わせた応援を
してほしいです。

きがる そうだん
気軽に相談してください

<p>はなし どうしよう…だれかに話をきいてほしい</p> <p>でも、こんなことで そうだん 相談しても いいのかな？</p>	<p>いいんです!</p> <p>どんなことでも、 きがる そうだん 気軽に相談 してください</p>
<p>こま 困ったときや はなし だれかに話をきいてほしいとき、 わ どうしたらいいか分からないときは、 そうだん 相談してね!</p>	<p>とも 友だちに いやなことを い 言われる</p> <p>なんだけ づらい</p> <p>がっこう 学校に い 行きたく ない</p> <p>いじめ られている</p> <p>ひと おうちの人に たたかれる</p>

そうだん むりょう
相談は無料です
相談できるところ
くわしくは
こちら 

こども・子育て応援センター

ひと
 おうちの人にたたかれる、
 いやなことをされる、
 そうだん わ
 だれに相談したらいいか分からない、
 などがあったら

☎0721-25-1000
 げつ きんようび しゅくじつ のぞ
 月～金曜日（祝日を除く）
 ごぜん じ ごご じ
 午前9時～午後5時
 しやくしょこそだ おうえんか
 市役所子育て応援課

すこやか教育電話相談

がっこう とも
 いじめ、学校のこと、友だちのこと、
 せんせい
 先生のこと、おうちのことなど、
 ふあん なや
 不安や悩みがあったら

☎0721-26-3979
 げつ きんようび しゅくじつ のぞ
 月～金曜日（祝日を除く）
 ごぜん じ ごご じ
 午前9時～午後5時

24時間子供SOSダイヤル

がっこう とも
 いじめ、学校のこと、友だちのこと、
 せんせい
 先生のこと、おうちのことなど、
 こま
 こどもの困ったことがあったら

☎0120-0-78310
 24時間

とんだばやしし けんり じょうれい
「富田林市こどもの権利条例」について、くわしくはこちらへ

パソコンから ▶▶
とんだばやしし けんりじょうれい
富田林市こどもの権利条例
スマートフォンから ▶▶
